

マンスリー・レビュー

2026.10



CONTENTS

視点	現役世代の社会保険料負担軽減に向けた課題 日本総合研究所 調査部 成瀬道紀 …	1
経済トピックス	影響力が増す西半球の石油生産 日本総合研究所 調査部 梶野裕貴 …	2
社会トピックス	新たな入国審査制度JESTAの導入 日本総合研究所 調査部 高坂晶子 …	4
アジアトピックス	前途多難な中国の消費拡大5カ年計画 日本総合研究所 調査部 古宮大夢 …	6
KEY INDICATORS		8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊社および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊社および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いくださいますようお願い致します。本誌の情報に起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊社および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

現役世代の社会保険料負担軽減に向けた課題

本年7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針）に、現役世代の社会保険料率を引き下げていく方針が明記されました。社会保険料は大きく分けて、年金・医療・介護がありますが、今後、現役世代の人口が急減する一方、団塊の世代が要介護状態になりやすい80歳代に差ししかかっていくことを踏まえると、年金と介護の保険料率引き下げは難しい状況です。そのため、社会保険料率の引き下げに向けては、医療保険料率をどこまで引き下げられるかが焦点となります。

医療費は、医療保険料、税、患者自己負担の三つの財源で賄われています。よって、医療保険料を抑制する手段は、①医療費への税投入の増加、②患者自己負担の増加、③医療費そのものの抑制、の三つに整理できます。

それぞれの状況についてみると、まず、医療費への税投入の増加は、現在のところ政府が医療保険料抑制策の主軸に据えようとする姿勢はうかがえません。むしろ、社会保障の重要な財源である消費税に関して、食料品の税率を2027年4月から2年間暫定的に引き下げる方針であり、税を活用して医療保険料を抑制する方向性は、少なくとも当面の間、政策の前面に出にくくなっています。もっとも、本来、社会全体で支え合うための再分配機能は、賃金への依存が大きい保険料ではなく、個人の負担能力により密接にリンクする税を主体とすることが適当であり、中期的にはその方向性での制度改革が望まれます。

次に、患者自己負担の増加については、政府はすでに大きく二つの施策を決定しています。一つは、成分や効能が市販薬（OTC医薬品）と似ているにもかかわらず保険給付の対象となっているOTC類似薬の一部について、2027年3月から患者へ追加負担を求めることです。もう一つは、高額療養費制度の自己負担限度額を2026年8月から段階的に引き上げることです。加えて、高齢者の自己負担割合を現役世代と同じ3割に引き上げる案も議論されていますが、実現にはなお高いハードルがあります。

最後に、医療費そのものの抑制については、患者自己負担の増加による需要抑制に加え、供給側への働きかけを行うことも骨太の方針に明記されています。具体的には、病床削減、1枚の処方箋を繰り返し使えるリフィル処方箋の推進、経済性を考慮した医薬品の使用指針であるフォーミュラ活用などです。もっとも、これらを実現するための具体策はいまだ検討中の段階であるうえ、それだけで医療保険料率を顕著に引き下げるほど大きな財政効果は見込めません。

そのため今後は、検討中の施策を着実に具体化するとともに、追加的な医療費抑制策の検討も必要とならしましょう。そこで、患者自己負担の増加に過度に依存すれば、必要な受診まで抑制しかねないため、バランスが重要になります。これまでわが国は、幅広い医療に一律に給付し、医師の裁量を広く認めてきましたが、これらを聖域とすることなく、必要性に応じて医療の給付にメリハリをつけることや、供給側である医師にも効率的な医療サービス提供を促すような仕組みづくりが、重要な政策課題となっていくとみられます。

（成瀬）

■ 影響力が増す西半球の石油生産

米国・イスラエルとイランの軍事衝突を受けて中東の石油生産・輸送が大きく制約されるなか、南北アメリカ大陸（西半球）に位置する産油国の影響力が高まっています。英エネルギー研究所によると、2010年代から足元にかけて、西半球の石油生産が世界全体に占める割合は上昇しており、近年は中東全体を上回っています（図表1）。

以下では、西半球の主要産油国の動向を確認したうえで、わが国政府や企業に求められる対応について検討します。

北米では、米国・カナダが増産

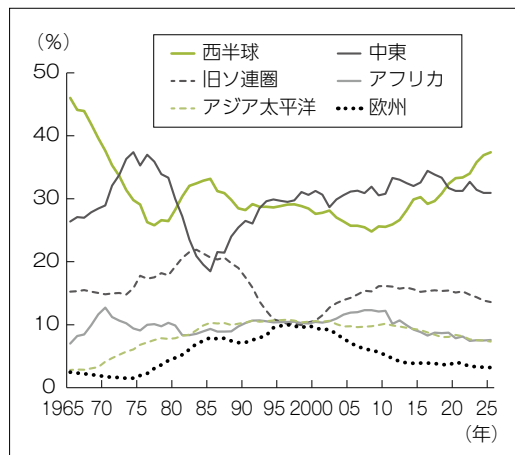
西半球の中で、今後石油生産を伸ばすと見込まれている国として、米国・カナダ・ブラジル・ガイアナが挙げられます（図表2）。

世界最大の産油国である米国では、原

油高を反映してシェールオイル採掘の採算が改善しているほか、石油製品価格の高騰を受けて製油所の精製活動が活発化すると見込まれています。なお、原油については、新規掘削を行い、油井を完成させ、実際に産出するまでに少なくとも半年以上の期間が必要とされています。そのため、原油生産の増加には時間を要する一方、当面は、ガソリンや軽油などの石油製品の供給が増加する見通しです。

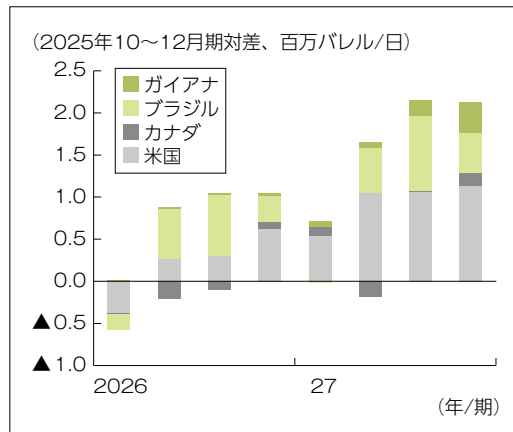
カナダの石油生産も緩やかに増加するとみられます。背景には、カーニー現政権が、気候変動対策を重視しつつも、化石燃料の開発や輸送に関するインフラ整備の許認可を迅速化することで、石油生産を促進していることがあります。同政権は、2025年の米国による関税引き上げへの反発から、米国以外への販路を拡

図表1 各地域の石油生産が世界全体に占める割合



（資料）Energy Instituteを基に日本総合研究所作成

図表2 西半球の主要産油国の石油生産予測



（資料）EIAを基に日本総合研究所作成

（注）EIAによる8月時点の推計値。26年7～9月期以降は予測。

大する方針であり、増産分の多くがアジアなどに輸出される可能性が高まっています。

ブラジル・ガイアナも増産基調

南米では、ブラジルが石油を増産する見通しです。ブラジルでは、プレソルト（リオデジャネイロ沖からサンパウロ沖にかけて海底に広がる地質構造）からの石油が生産量全体の8割を占めていますが、昨年プレソルトで大規模な油田が発見されたことで、今後生産量が押し上げられる見込みです。加えて、ルーラ大統領が、気候変動対策と同時に、化石燃料の探鉱・開発を重視していることも生産を後押しする一因となっています。

南米の小国であるガイアナでは、石油生産量が足元で急増しており、先行きも米国・ブラジルに次ぐ増産が見込まれています。急ピッチな増産の背景には、米国の大手石油会社エクソンモービルが主導する事業体が、ガイアナ沖合で石油開発を積極化させていることがあります。

わが国に求められる対応

グローバルな石油市場の動向は、海外からの石油調達に依存せざるを得ないわが国経済に大きな影響を及ぼします。

中東石油輸送の要衝であるホルムズ海峡の事実上の封鎖を受けて、わが国政府や企業は、代替ルートを用いた中東産石油の調達や、米国からの代替調達を進めてきました。もっとも、当地での紛争が続く、戦火がさらに拡大するような事態に至れば、代替ルートからの石油調達も

制約されるリスクがあります。また、これまで米国から日本へ輸出されてきた原油は、米国の戦略石油備蓄や商業用在庫を取り崩したものであり、今後、備蓄や在庫を補充する動きが強まれば、日本向けの輸出が減る可能性もあります。

さらに、やや長い目で見れば、次回以降の米国大統領選挙で政権交代が起きた場合、気候変動対策を重視する民主党の次期大統領が、化石燃料の掘削や輸出に対する規制を強化する可能性も排除できません。

こうした状況を踏まえると、わが国政府や企業は、中東や米国だけでなく、それ以外の国からの石油輸入も拡大し、調達先を多角化することが重要といえます。例えば、中東よりも地政学的に安定しているカナダやブラジルは、現政権が伝統的に気候変動対策を重視する左派的な支持基盤に依拠しながらも、化石燃料の適切な活用を重視するという現実的な政策路線であり、米国に比べて政策が急転換するリスクは小さいと考えられます。なお、調達先の多角化を進める際には、国・地域によって産出される油種の特性が異なることを踏まえ、国内製油所の設備に対する追加投資やその資金支援を行うことも必要になります。

わが国の政府・企業は、西半球産油国の石油生産や政策動向を注視しつつ、調達先の多角化やサプライチェーンの見直しを進め、エネルギー安全保障の強化や企業経営のレジリエンス向上に引き続き注力していくことが望まれます。

（梶野）



■ 新たな入国審査制度JESTAの導入

本年5月、わが国で電子渡航認証制度JESTAの導入が決まり、2028年度中には、日本に短期滞在する外国人に出発前の身元確認が義務づけられます。入国審査の在り方を見直す背景には、日本で活動する外国人の増加があります。以下では、JESTAの仕組みと導入の背景、今後の課題等について概観しました。

JESTAの仕組み

現状、わが国政府が査証（ビザ）を免除している74カ国の国民は、特段の手続きなしに日本に短期渡航ができ、到着後の審査で入国の可否が決まります。しかしJESTAの導入後は、出発前に氏名やパスポート情報等をオンライン登録し、不法滞在歴や犯罪歴等のチェックを受けたのち、政府の認証を得るルールに変わります。認証が得られなかった場合は交通事業者から搭乗を拒否されるため、日本への渡航が水際で阻止されます。ただし、認証を得ても、到着後の審査で日本への入国が拒否される可能性は残ります。

JESTA導入の背景

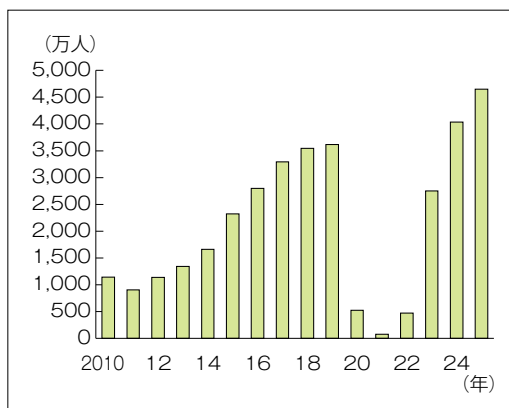
JESTAを導入した背景として、次の2点が挙げられます。

第1は、厳正で効率的な入国審査を行うことです。近年、日本を初めて訪れる外国人が増加し、2025年度の入国者総数はコロナ禍前の1.3倍に上り（図表1）、このうち乗務員等を除く一般渡航者の84%を新規入国者が占めます。さらに、上陸要件を満たさない渡航者も増えており、入国審査の業務負担が増しています。こうした状況下、不法行為等に及ぶリスクが高い外国人のスクリーニングをより強化するため、JESTAが採用されました。

第2は、訪日観光の活況に合わせて、入国審査の円滑化や迅速化を図ることです。近年、観光シーズンの国際空港では相当数の入国審査待ちが生じています。一方、政府は2030年の訪日客数6,000万人を目標に掲げつつ、入国審査の待ち時間20分以内を目指しています。審査態勢の刷新が急務であるなか、JESTAによって対面審査が必要な対象者を絞る一方、一般訪日客には自動化ゲート等を設け、審査の負荷軽減と時間短縮の両立を図る方針です。

JESTAの裏付けとなる政策として、2025年5月に「不法滞在者ゼロプラン」、2026年1月に「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が公表されました。いずれも、在留外国人や訪日客の増加に起因するトラブルの多発に危機感を抱き、日本のルールや慣行を守る外国人との「秩序ある共生」を奨励しつつ、不法滞在や犯罪行為、日本の制度の悪用については取り締まりを強める内容です。

図表1 わが国の外国人入国者数の推移



（資料）出入国在留管理庁「外国人入国者数・日本人出国者数等の推移」2026年1月（速報値）に基づき日本総合研究所作成

海外の先行事例

海外でも多くの国が電子渡航認証制度を導入しています（図表2）。制度の骨格はほぼ共通していますが、認証の対象や滞在可能日数、手数料等については違いがあります。一般に、就労者は電子渡航認証の対象外ですが、英国は芸術等の特定分野に限り短期就労者への認証を行っています。また、韓国はコロナ禍からの観光再興のため、一部の査証免除国の国民は本年末まで電子渡航認証も不要としています。各国は国内事情、政策判断、地域連携等を加味して仕組みを調整しており、わが国も、国内事情に即した制度設計を行うことが望まれます。

今後の課題

JESTAの導入に当たってのポイントとして、主に以下の3点が考えられます。

第1は、正確性や同時性に優れ、不測の事態にも対応し得るシステムを速やか

に構築することです。当初2030年ごろであったJESTAの導入時期が2028年度に前倒しされたことから、高度人材や財源の手当てと管理が早急に求められています。

第2は、システムの安定的な維持管理です。JESTAを巡る安心安全は、観光立国を目指すわが国の評判を左右しかねないため、万全の対応が必要です。

第3は、関係者に配慮したJESTAの運営です。事前申請や手数料など渡航準備に新たなコストが発生する訪日客、彼らとビジネスや学術交流を通じて深いつながりを持つ国内関係者に使いやすい仕組みと丁寧な説明が求められます。

電子渡航認証制度は、入国管理の世界標準となりつつあり、JESTAの導入自体が渡航者の訪日意欲を左右する公算は小さいといえます。今後は利便性の高いJESTAの構築・運営をスムーズに進め、観光立国を支える入国管理のデジタル基盤をしっかりと整えていくことが重要です。（高坂）

図表2 海外における電子渡航認証システム

国名	電子渡航認証の対象国・属性	手数料	有効期間	滞在可能期間
オーストラリア	対象とする34国・地域（米国、カナダ、英国、ドイツ、日本、台湾等）の国民	20AUD (2,200円)	1年間	3カ月以内
米国	査証免除国の国民 例外的に利用が規制される国あり	40.27USD (6,500円)	2年間	90日以内
カナダ	①査証免除国の国民 ②要件を満たす一部非査証免除対象国の国民	7CAD (780円)	5年間	6カ月以内
ニュージーランド	①査証免除国の国民 ②クルーズ船等の乗客で要件を満たす者 ③オーストラリア永住者で要件を満たす者	17または23NZD (1,600/2,100円)	2年間	3カ月以内
韓国	査証免除国の国民など査証免除者 なお2026年末まで一部査証免除者は認証免除	1万ウォン (1,100円)	3年間	原則90日以内 (国による)
英国	①査証免除国民で6カ月以内の非就労者 ②芸術等の分野で3カ月以内の短期就労者	16ポンド (3,400円)	2年間	6カ月以内
EU	①査証免除国の短期滞在者 ②EU市民の家族等で居住許可証等を所持	20ユーロ (3,700円)	3年間	180日のうち 90日

（資料）出入国在留管理庁「電子渡航認証システム」P2他に基づき日本総合研究所作成

（注）1. 手数料の日本円換算は概数。なお、ニュージーランドは申請方法により金額が異なる。

2. 認証の有効期間内に旅券の期限がきた場合は認証の再取得が必要。

■ 前途多難な中国の消費拡大5カ年計画

財消費の低迷が続く中国において、政府はサービス消費の振興に重点を移しています。以下では、中国政府が本年7月に策定した「消費拡大に関する第15次5カ年計画」の概要と、重点項目の筆頭に位置付けられたサービス消費の動向をみたうえで、消費振興策の効果について検討しました。

サービス消費に重点をシフト

中国政府は7月、消費に特化した5カ年計画を初めて打ち出しました。計画の全体目標として、広範なサービス消費を含め、経済全体に占める家計消費の比重を拡大することが掲げられています。目的は、中国経済の成長モデルの転換です。これまで中国は投資主導で経済成長を遂げてきましたが、その結果、GDPに占める家計消費の割合は4割弱と、欧州主要国や日本の5～6割、米国の7割弱と比べて低位にとどまっています。近年、不動産不況や過剰生産能力の問題が深刻化するなか、従来の投資偏重型の経済成長は限界を迎えつつあり、消費主導の成長モデルの実現が急務となっています。

本計画における具体的な数値目標としては、社会消費品小売総額（商品小売り＋飲食サービス）を2030年までに約60兆元に引き上げることが設定されました。目標達成には、5年間の平均で+3.7%の消費拡大が必要となります。なお、前段で述べた全体目標と異なり、数値目標には飲食サービス以外のサービス消費は含まれていません。

消費拡大に向けて取り組みを推進する重点項目として、①サービス消費の質的

向上、②財消費の拡大と高度化、③新たな消費の形態・モデル・シーンの育成、④消費能力の向上、⑤消費環境の大幅改善、⑥消費促進の制度やメカニズムの整備、の六つが掲げられました。筆頭に位置付けられているサービス消費については、銀髪経済（シルバーエコノミー）の拡大や保育サービスの利用促進、文化・観光消費の発展、健康消費やスポーツ消費の奨励、教育・研修サービスの向上といった政策方針が挙げられています。7月末に開催された共産党中央政治局会議においても、サービス消費の潜在力を活用することの重要性が強調されており、中国政府の消費振興策の重点がいわゆる「モノ消費」から「コト消費」へと変化している様子がうかがえます。

サービス消費にも節約志向が浸透

政府は計画策定にあわせ、幅広いサービス消費を捉えた新指標である「社会消費商品・サービス小売総額」の公表を6月から開始しました。新指標には、旧来の小売売上高（社会消費品小売総額）で捕捉されていた飲食サービスに加え、通信・情報サービス、観光・文化、スポーツ・レジャーなど、幅広いサービス消費が含まれています。新旧指標の最近の動きを比べると、旧指標は2024年以降伸び率が継続的に低下している一方、新指標は底堅い推移となっています（図表1）。

このようにサービス消費は、財消費に比べて底堅いものの、消費全体のけん引役にはなりきれていない状況です。サービス消費の内訳をみると、新旧指標のか

い離が拡大した2025年以降の景気減速局面において、節約志向の高まりから支出内容に濃淡が生じています（図表2）。医療・保健や交通・通信、教育などの節約が難しい支出項目は可処分所得の伸びを超えて増加する傾向がみられる一方、飲食や家事代行など家庭内で代替可能なサービスは支出が停滞しています。また、賃料などの住居費も、不動産不況を背景に低迷しています。さらに、政府が消費拡大の柱に据えている観光消費も、経済的な理由から「安近短（費用が安く、距離が近く、日程が短い）」な旅行が注目されており、海外ではなく国内旅行に人気が集まっているほか、国内旅行者の1人当たり支出額も減少しています。

消費低迷構造の打開策が不十分

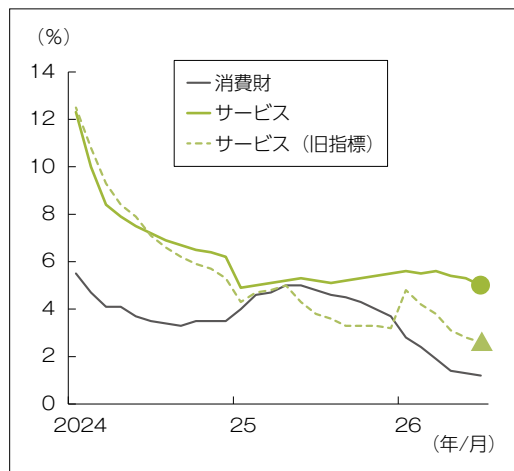
こうした消費者の節約志向の根源にあ

るのは、不動産不況による逆資産効果と若年層を中心とする雇用情勢の悪化です。政府は5カ年計画の中で、質の高い十分な雇用機会の創出や手ごろな価格の住宅供給、不動産市場の健全化を含めた複数の経路による財産所得の増加などに言及しているものの、そのための具体的な方策は示されていません。また、サービス消費と同様にデジタル消費の拡大を重視していますが、その中核技術である人工知能の発展が労働代替につながり、逆に消費者マインドを悪化させてしまう恐れもあります。

以上のように、5カ年計画に示された内容では消費低迷の根本原因の解消が見通せないため、消費主導型経済への転換は多難な道のりが予想されます。

（古宮）

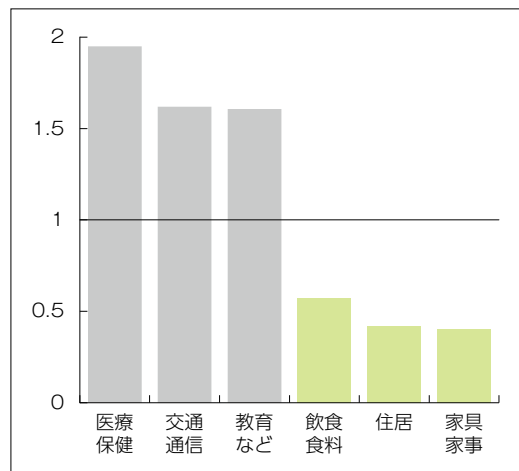
図表1 社会消費商品・サービス小売総額（前年比）



（資料）CEICを基に日本総合研究所作成

（注）年初来累計。サービス（旧指標）は、社会消費品小売総額に含まれる飲食サービス。

図表2 所得の伸びに対する消費の伸びの比率



（資料）CEICを基に日本総合研究所作成

（注）支出額の前年比を可処分所得の前年比で割った値。2025Q1～26Q2の中間値。

KEY INDICATORS

(2026年9月11日現在)

● 日 本 ●

(%)

	2025年度	2026年		2026年			
		1～3	4～6	5月	6月	7月	8月
鉱工業生産指数	(▲0.2)	〈2.5〉 (1.2)	〈0.2〉 (1.7)	〈0.1〉 (▲2.1)	〈1.9〉 (4.9)	〈0.1〉 (4.1)	
鉱工業出荷指数	(▲0.2)	〈1.3〉 (1.2)	〈0.5〉 (1.0)	〈0.5〉 (▲2.0)	〈▲0.2〉 (2.9)	〈2.2〉 (4.8)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲5.3)	〈▲2.3〉 (▲5.3)	〈1.3〉 (▲2.2)	〈▲1.1〉 (▲5.0)	〈2.8〉 (▲2.2)	〈0.5〉 (▲2.0)	
生産者製品在庫率指数	(▲1.1)	〈▲2.8〉 (▲3.4)	〈1.2〉 (▲2.3)	〈0.7〉 (▲0.8)	〈4.1〉 (▲1.5)	〈▲1.7〉 (▲1.9)	
稼働率指数 (2020年=100)	103.1	104.6	104.4	103.0	107.2		
第3次産業活動指数	(2.2)	〈0.8〉 (1.9)	〈0.6〉 (1.8)	〈0.8〉 (1.2)	〈▲0.2〉 (2.5)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(8.6)	〈6.4〉 (12.6)	〈0.2〉 (10.8)	〈▲12.4〉 (▲1.9)	〈9.7〉 (16.9)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(13.7) (10.8)	(▲2.3) (17.3)	(▲24.5) (1.9)	(▲5.7) (▲7.7)	(▲22.5) (6.2)	(▲6.1) (2.6)	
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	71.1 (▲12.9)	74.7 (▲14.3)	75.6 (20.2)	75.7 (33.9)	78.6 (18.6)	77.4 (8.2)	
百貨店売上高 全国	(▲1.0)	(2.4)	(5.2)	(8.3)	(2.3)	(5.1)	
チェーンストア売上高 東京	(▲2.0)	(3.2)	(7.5)	(10.9)	(4.4)	(9.0)	
完全失業率	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.4	
有効求人倍率	1.20	1.19	1.18	1.17	1.18	1.18	
現金給与総額 (5人以上)	(2.5)	(3.0)	(3.7)	(3.3)	(4.0)	(4.7)	
所定外労働時間 (//)	(▲2.1)	(▲0.7)	(▲0.7)	(▲3.0)	(0.0)	(1.0)	
常用雇用 (//)	(1.4)	(1.2)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	
M2 (平残)	(1.3)	(1.8)	(2.3)	(2.5)	(2.2)	(2.1)	(2.0)
広義流動性 (平残)	(2.3)	(2.6)	(4.4)	(4.7)	(4.6)	(4.5)	(4.4)
経常収支 (兆円)	34.62	9.65	7.78	3.97	▲0.09	2.99	
前年差	4.59	2.39	0.81	0.65	▲1.37	0.40	
貿易収支 (兆円)	1.34	0.47	0.27	0.01	▲0.14	▲0.40	
前年差	4.37	1.91	0.30	0.50	▲0.60	▲0.21	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(2.7)	(1.7)	(1.5)	(1.4)	(1.6)	(1.8)	

(%)

	2025年度	2025年				2026年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
業況判断DI 大企業・製造		12	13	14	15	17	22
非製造		35	34	34	34	36	37
中小企業・製造		2	1	1	6	7	9
非製造		16	15	14	15	16	15
売上高 (法人企業統計)		(4.3)	(0.8)	(0.5)	(0.7)	(1.1)	(5.9)
経常利益		(3.8)	(0.2)	(19.7)	(4.7)	(14.6)	(24.6)
実質GDP (2020年連鎖価格)	(0.9)	〈0.5〉 (1.6)	〈0.1〉 (2.0)	〈▲0.4〉 (0.6)	〈0.3〉 (0.4)	〈0.5〉 (0.6)	〈0.4〉 (0.9)
名目GDP	(4.3)	〈0.9〉 (5.3)	〈1.8〉 (5.4)	〈0.3〉 (4.1)	〈0.9〉 (3.8)	〈0.8〉 (3.8)	〈1.3〉 (3.5)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年 (同期 (月)) 比。

● 米 国 ●

	2025年	2025年		2026年		2026年		
		10～12	1～3	4～6	6月	7月	8月	
鉱工業生産	(1.1)	〈▲0.5〉 (1.6)	〈0.3〉 (0.8)	〈1.0〉 (1.4)	〈0.3〉 (1.3)	〈0.2〉 (1.1)		
設備稼働率	75.9	75.6	75.6	76.1	76.2	76.3		
小売売上高	(4.0)	〈0.4〉 (3.0)	〈1.3〉 (3.9)	〈2.9〉 (6.3)	〈0.2〉 (6.8)	〈▲0.6〉 (5.0)		
失業率（除く軍人、％）	4.3	4.5	4.3	4.3	4.2	4.1	4.1	
非農業就業者数（千人） （前期差、前月差）	745	▲91	130	291	31	21	162	
消費者物価指数	(2.7)	〈0.6〉 (2.8)	〈0.9〉 (2.7)	〈1.5〉 (3.9)	〈▲0.4〉 (3.5)	〈0.1〉 (3.4)		

	2025年	2025年				2026年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP （連鎖ウェイト方式）	(2.1)	{▲0.6} (2.0)	{3.8} (2.1)	{4.4} (2.3)	{0.5} (2.0)	{2.1} (2.7)	{1.5} (2.1)
経常収支（億ドル、年率） 名目GDP比	▲11,771 ▲3.8	▲17,530 ▲5.8	▲10,196 ▲3.3	▲10,515 ▲3.4	▲8,843 ▲2.8	▲9,073 ▲2.8	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比、
（ ）内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率（前年比、前年同期比、％）

	韓 国	台 湾	香 港	シンガポール	タ イ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中 国
2024年	2.0	5.3	2.5	5.3	2.9	5.1	5.0	5.7	5.0
2025年	1.1	8.8	3.4	5.0	2.4	5.2	5.1	4.4	5.0
2025年1～3月	0.2	5.5	3.2	4.5	3.1	4.4	4.9	5.4	5.4
4～6月	0.7	7.7	3.3	5.4	2.8	4.6	5.1	5.4	5.2
7～9月	2.1	8.4	3.8	4.5	1.2	5.3	5.0	4.0	4.8
10～12月	1.6	13.0	4.0	5.7	2.5	6.2	5.4	3.0	4.5
2026年1～3月	3.8	15.4	5.9	6.3	2.8	5.4	5.6	2.8	5.0
4～6月	3.7	12.9	4.3	5.9	1.9	6.0	5.3	2.3	4.3

貿易収支（100万米ドル）

	韓 国	台 湾	香 港	シンガポール	タ イ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中 国
2024年	51,842	80,576	▲48,486	47,316	▲4,783	30,544	31,330	▲54,328	991,813
2025年	77,435	156,440	▲56,852	62,126	▲3,732	36,817	41,143	▲49,722	1,180,158
2025年6月	9,008	12,064	▲7,508	6,940	1,291	2,129	4,096	▲4,398	113,772
7月	6,514	14,356	▲4,347	5,617	511	3,491	4,178	▲4,428	97,373
8月	6,403	16,774	▲3,247	3,831	▲1,816	3,754	5,573	▲3,989	101,006
9月	9,485	12,378	▲6,445	4,719	1,556	4,860	4,198	▲4,673	88,723
10月	6,001	21,688	▲5,138	6,133	▲3,197	4,877	2,374	▲4,198	87,998
11月	9,468	16,083	▲6,238	6,550	▲2,512	1,490	2,705	▲3,962	109,858
12月	12,146	19,437	▲8,129	1,874	▲84	5,468	2,519	▲3,993	111,928
2026年1月	8,689	18,918	▲1,808	11,219	▲3,303	5,459	954	▲4,278	120,159
2月	15,538	12,755	▲8,207	4,678	▲2,834	4,272	1,273	▲4,015	89,456
3月	26,611	21,273	▲11,382	7,793	▲3,340	6,202	3,321	▲5,036	50,029
4月	23,637	14,354	▲3,764	10,861	▲10,021	7,354	89	▲6,435	84,529
5月	26,800	17,936	▲5,640	3,257	▲5,711	10,094	▲1,610	▲6,103	105,174
6月	35,910	12,198	▲6,628	10,006	▲6,535	3,883	▲451	▲5,497	125,519
7月	30,652	17,172	▲623	9,772	▲3,611	5,503	122	▲5,973	112,337
8月	34,748	22,298							119,085



マンスリー・レビュー 2026年10月号

発行日 2026年10月1日
発行 株式会社 三井住友銀行
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部
E-mail 100790-inquiry@mljri.co.jp